

住宅取得のお客さま

非課税での手続きのご案内

財形住宅を適格に払い出す方法は、勤労者財産形成促進法により次の2通りが認められています。

1. 住宅取得後に1回で払い出す方法

次の必要書類をすべて準備のうえ、「解約」してください。

必要書類	支払請求書【目的解約】
	①工事請負契約書 または 売買契約書（いずれもコピー） ②住宅の登記事項証明書の写し（コピー可） ③住民票の写し（新居、コピー可）
※ 注意 ※	住宅取得の日から1年以内にご請求ください。

2. 住宅の取得前後で1回ずつ2回に分けて払い出す方法

(1) 次の必要書類を準備のうえ、「払出し」の手続きをお取りください。

取得前	必要書類	支払請求書【目的払出】
		①工事請負契約書 または 売買契約書（いずれもコピー）
	※ 注意 ※	払出可能額は、取得費用の額か残高の9割のいずれか低い額以下です。

(2) 次の必要書類を準備のうえ、「解約」してください。

取得後	必要書類	支払請求書【目的解約】
		②住宅の登記事項証明書の写し（コピー可） ③住民票の写し（新居、コピー可）
	※ 注意 ※	(1)の払出しから2年以内かつ取得後1年以内のいずれか早い日までにご請求ください。